**令和２年度大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者評価票**

**※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。**

| 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価S～C | 評価S～C |
| １施設の設置目的及び管理運営方針 | 施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか。 | ◆福祉情報コミュニケーションセンターの設置目的である障がい者の意思疎通等の総合的な支援を実施する拠点として、各法人の高度な専門性を発揮しながら円滑に連携を図り、効果的な運営を行っている。◆関係法令を遵守し、各指定管理者等と円滑に連携し、着実に事業を推進しながら適正に管理運営を行っている。◆指定管理者、再委託先等（以下「指定管理者等」という。）と円滑な連携を図ることで、それぞれの指定管理者等が実施する支援機能の相乗効果を発揮し、意思疎通を図ることに困難がある障がい者等の自立と社会参加をより一層促進し、自立生活の向上・福祉の増進を図っている。◆施設が、障がい者の様々な課題を解決する支えの場となるよう切れ目のない支援体制を確保・充実するとともに、障がい者の自立と社会参加を促進する拠点、並びに府民とのふれあい、交流を図る活動の場として活用・提供し、府の施策及び事業の効果的かつ効率的な推進に努めている。【関係団体との連携】　（1）障がい種別に応じ専門的ノウハウ等を有する団体との連携①障がい者の総合相談（とりわけ意思疎通支援に係るもの）　　・身体障がい者に関すること---　　　　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会　　・知的障がい者に関すること---　　　　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　　・精神障がい者に関すること---　　　　大阪精神障害者連絡会　　・バリアフリー等に関すること---　　　　障がい者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議　②盲ろう者等社会参加支援センター事業---　　　　ＮＰＯ法人大阪盲ろう者友の会　　　　ＮＰＯ法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる　③聴覚障がい者に対する要約筆記者の確保等---　　　　特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会④聴覚障がい児手話言語獲得支援者の養成・派遣等---　　　　特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構　　　　（こめっこ）　⑤聴覚障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワー　　ク---特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構　　　 社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会　　　 社会福祉法人愛徳福祉会⑥登録通訳者の現任研修、養成講座講師研修、若者を対象にした手話等の習得等---　　　大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館（2）障がい者の文化芸術・スポーツ活動促進　　・一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会と連携し、障がい者の文化芸術・スポーツ等についての取り組みや交流事業のほか、これらの情報保障に係る情報収集・分析・発信等に努めている。◆公の施設として、地域に開かれた施設運営をおこなうため、地元町会や地域活動協議会の活動に参画するとともに、事業の広報・ＰＲに努めている。【主な事業について】（11月末時点、12月以降はすべて予定）【盲ろう者等社会参加支援センター】センターの運営・管理に関する業務1. 会議室利用状況（４階会議室１（Ａ，Ｂ）、２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 指定管理業務 | 指定管理業務外 | 計 |
| ６ | 30 | ７ | 37 |
| ７ | 66 | 22 | 88 |
| ８ | 57 | 13 | 70 |
| ９ | 81 | 16 | 97 |
| 10 | 84 | 17 | 101 |
| 11 | 75 | 24 | 99 |
| 計 | 393 | 99 | 492 |

盲ろう者等社会参加支援センター機能１　盲ろう者等の社会参加支援　〇センターの企画調整等　　・センターの運営に関して総合的な企画調整や障がい者団体間の調整、助言を行っている。　　・大阪府障がい者社会参加推進協議会の開催　　　令和３年３月頃開催〇障がい者の総合相談支援　・専任の相談員により、内容に応じて下記の連携団体、関係機関等につなげることにより切れ目のない支援を行っている。　・身体障がいに関すること・・・一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会　・知的障がいに関すること・・・社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　・精神障がいに関すること・・・大阪精神障害者連絡会　・バリアフリーに関すること・・・障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議・大阪府障がい者110番事業　　相談件数　156件　　〇障がい者の文化芸術・スポーツ活動促進等　　 ・支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪　　　11月22日（日）ビッグ・アイ無観客で映像録画し実施　　 ・レクリエーション事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、　　実施見送り（１回目、２回目）・一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会への再委託事業　・野外活動訓練事業（阪南地区）　　　令和２年８月25日（火）　　　岬町健康ふれあいセンターとっとパーク小島　　　／24名参加　・グラウンドゴルフ大会　　　令和２年９月16日（水）ファインプラザ大阪／58名参加　　　　・グラウンドゴルフ大会　　　　　　令和２年10月25日（日）　　　　　　ファインプラザ大阪／55名参加・日帰りドライブ会　　令和２年11月５日（木）　　岸和田市内／14名参加　　　　　　〇盲ろう者等社会参加支援センター　　　府内に居住する盲ろう者を対象に以下の事業を実施している。実施に当たっては、ＮＰＯ法人盲ろう者友の会とＮＰＯ法人ヘレンケラー自立支援センターすまいると連携体制を構築している。　　　・バスツアー９月12日（土）ワールド牧場　64人　　 11月7日（土）青木松風庵月化粧ファクトリー　52名　 ・盲ろう者と通訳・介助者との交流会　　　　２月頃・パソコン等電子機器活用訓練（盲ろう者対象）　　　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、６、７月中止、８月末から再開　盲ろう者支援センター実施　延べ39人　　 盲ろう者宅実施　延べ５人・日常生活訓練または体験会 令和３年１月29日（金）パン作り体験、動物ふれあい体験・盲ろう者向けパソコン指導者サポーター養成研修２月16日・盲ろう者向けパソコン指導者サポーター現任研修　　　　３月11日　　　・失語症者向け専門人材育成　　　　リーダー養成コース（72h）及びパートナー養成コース(24h)を11月14日(土)からスタート２　盲ろう者通訳・介助者確保事業・養成研修事業　　　　　研修期間　12月９日（水）～３月10日（水）（16日間・82時間）　　申込み者　40人・現任研修事業　　　　　研修期間　10月22日（木）・11月19日（木）（２日間・８時間）　　　受講対象者数　35人　　受講者　10月22日19人　　11月19日　21人修了者数　20人３　盲ろう者通訳・介助者派遣事業　・盲ろう者登録状況　　　　 119人 ・通訳・介助者登録状況　　 478人　・通訳・介助者利用及び派遣状況　利用盲ろう者数　　　　　　延べ592人　通訳・介助者派遣人数 　　延べ1,201人　通訳・介助者派遣時間　　23,158時間　通訳・介助者派遣件数　　　6,288件　　・企業等への盲ろう者通訳・介助者の派遣（自主事業）　　　　実績なし　４　要約筆記者確保　　・要約筆記者養成研修　　　　　研修期間　６月27日（土）～12月５日（土）（21日間・84時間）　　修了者数　20人（手書きコース・10名　パソコンコース・10名）　　・要約筆記者登録試験　　　　　令和３年２月21日（日）実施　　・要約筆記者現任研修・実践研修 ＊コロナ禍、諸般の事情で１回の受講者の定員上限を16人として実施研修日時　７月11日（土）手書き、パソコン　　　　　９月12日（土）手書き、パソコン　　　　　10月３日（土）パソコン　　　　　11月14日（土）手書き、パソコン（４日間・10時間）　　　受講対象者数　139人受講者数　７月11日（土）手書き９人、パソコン６人　　　　　９月12日（土）手書き13人、パソコン６人　　　　　10月３日（土）パソコン13人　　　　　11月14日（土）手書き15人、パソコン15人修了者数　48人　　・要約筆記者養成研修指導者養成　　　　　２月21日の登録試験合格に向けて開催する勉強会で、登録要約筆記者が講師を担当することで、ＯＪＴによる指導者養成を行う。聴覚障害者情報文化センター主催の「令和２年度要約筆記者指導者研修」ステップアップコース（パソコン）（10/31～11/２）に１名が参加、修了した。（手書きは12/６～12/６　１名が参加、修了）５　要約筆記者派遣事業　・派遣実績 ・登録要約筆記者数　 　　139人　・要約筆記者派遣状況　要約筆記者派遣人数　　98人　要約筆記者派遣時間　　309時間　要約筆記者派遣件数　　29件　　・企業等への要約筆記者の派遣（自主事業）　要約筆記者派遣人数　　29人　要約筆記者派遣時間　　86時間　要約筆記者派遣件数　　８件　６　こめっこプロジェクト〇聴覚障がい児手話言語獲得支援者の養成・派遣等　　　養成者数　　17人（見込み）　　〇聴覚に障がいのある子どもの相談支援等・「ひだまり・ＭＯＥ」相談件数　　　　38件・社会福祉法人愛徳福祉会ゆうなぎ園相談件数　　　100件・社会福祉法人大阪府肢体不自由児者協会ぴょんぴょん教室相談件数　　　　27件・乳幼児の言語獲得支援手話サポート　　163件　　　　相談件数　　　 　40件ＩＴを活用した就労支援機能（「ＩＴステーション」機能）内容については、３（３）参照。【視覚障がい者支援センター】1. 点字図書館の管理運営

・蔵書数の増加

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点字図書 | 129タイトル |  |
| ＦＤ図書 | 87タイトル |  |
| テープ図書 | 12タイトル |  |
| デイジー図書 | 113タイトル | 他 |

　　・図書の貸出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点字図書 | 325タイトル |  |
| ＦＤ図書 | １タイトル |  |
| テープ図書 | 121タイトル |  |
| デイジー図書 | 2,700タイトル | 他 |

　・雑誌の貸出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点字雑誌 | 435タイトル |  |
| ＦＤ雑誌 | 15タイトル |  |
| テープ雑誌 | 1,906タイトル |  |
| デイジー雑誌　 | 2,998タイトル |  |

　・プライベートサービス　　　　11件・レファレンスサービス　　 　 29件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・見学者　　　　　　　　　　　４名・図書館だより発行　　　　　　２回（墨字・点字・テープ・デイジー・メール）・ボランティア通信発行　　　 ２回・各種ボランティア勉強会等 　 34回1. 視覚障がい者家庭訪問指導事業

・電話相談　　　　　　　　　　47件　　・面接相談　　　　　　　　　　14件・訪問指導　　　　　　　延べ計154回

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (内訳) | 点字指導　 | 延べ35回 |
|  | 歩行訓練 | 　延べ90回 |
|  | ＰＣ訓練 | 延べ28回 |
|  | 生活訓練　　 | 延べ １回 |

・点字教室等　　訪問指導のほか、中途失明者にとって習得が困難な点字学習を継続するため、福祉情報コミュニケーションセンターや地域で、点字教室や個別指導で延べ86件の継続指導を実施した。③　視覚障がい者総合支援事業ア　点字広報等発行・点字情報ネットワーク事業・点字広報発行　　　２回つみぐさ124号（令和２年９月号）　328部つみぐさ125号（令和２年12月号） 315部　　　・点字情報ネットワーク事業提供回数　　　113回　　　延べ3,842部イ　視覚障がい者スポーツ・芸術文化活動等支援事業・サウンドテーブルテニス大会８月７日（金）　 　　 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止　 　 　問い合わせ件数　８件・スポーツ・レクリエーション大会10月９日（金）　　 台風のため中止　エントリー者数　56名・徒歩訓練 　 10月23日（金）　　　　　 雨天のため中止エントリー者数　97名・ペタビンゴ大会（金）　　　 　11月20日（金）　新型コロナウイルス感染症感拡大防止のため中止エントリー者数　41名・ヨーガ教室　　５回　　延べ37名・文化の集い　　11月６日（金）新型コロナウイルス感染症感拡大防止のため中止・将棋大会 ３名　　　 　11月６日（金）　・パソコン講習会　 　 ＩＣＴ講習会　　１回９月17日（木）　 ３名　　　　　 （内容）　　スマートフォン　　　 　パソコンクラブ　５回　　延べ28名　　　・各種教室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 囲碁教室 | 10回 | 延べ54名 |
| 編み物教室 | ９回 | 延べ25名　 |
| ミシン教室 | 講師病気のため未開講 |
| お花教室 | ５回 | 延べ26名 |
| 料理教室 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未開講 |

　　　　　　・夏期三療研修会８月21日（金）　　６名　 （内容）　　腰部、骨盤周囲の局所解剖　 ・機能訓練指導員養成講座　 　８月28日（金）、９月11日（金）、18日（金）、25日（金）開講予定人数に満たなかったため中止　・冬期三療研修会　　　　11月13日（金）　　　６名　　　　 （内容）　　モビリゼーションについて　第２回　 ・三療地域研修会　　　　11月13日(金)　　　　７名新型コロナウイルス感染症拡大防止のため上記以外未開催　 ウ　視覚障がい幼児療育指導事業・通所事業　　　53回　　延べ187名　 　・相談事業　　　 ９件 エ　点訳奉仕員（ボランティア）中級養成・朗読奉仕員（ボランティア）中級養成等・点訳奉仕員中級養成事業　 20回　　受講者数　 ９名　　・朗読奉仕員養成事業　　 20回　　受講者数　 15名　【聴覚障がい者支援センター】Ⅰ.聴覚障がい者情報提供施設事業・手話通訳活動促進派遣件数　　　318件・ライブラリー貸出件数　ＤＶＤ132本・みんなで観る会　会場：福祉情報コミュニケーションセンター令和２年７月18日（土）「長州ファイブ」参加者23名令和２年９月26日（土）「父と子」参加者61名令和２年12月26日（土）「生きるのに理由はいるの？　津久井やまゆり園事件」令和３年２月20日（土）「ひめゆりの塔」・情報化対応・製作事業ホームページ閲覧件数：延べ 65,928件Ｗｅｂ動画視聴件数：延べ1,700件・手話講座事業　学校：25件63クラス企業：１件１クラス行政：13件19クラス・手話通訳者支援事業　手話通訳技能（手話通訳士）試験の合格の支援　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止　手話奉仕員養成担当講師連続講座　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・手話の普及促進等手話サークルのネットワーク化のための情報収集事業　定期会議　７回開催　参加者延べ42名　第18回大阪手話フォーラム　　日時：令和２年10月31日開催予定　　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止　第４回大阪手話関係者の健康フォーラム　　日時：令和３年２月７日開催予定　　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止　大阪聴覚障害防災ネットワーク事務局会議　　開催回数２回　参加者延べ９名　大阪聴覚障害防災ネットワーク委員会全体会日時：令和３年２月９日（火）19時～21時　　場所：福祉情報コミュニケーションセンターⅡ.聴覚障がい者相談支援事業・ろうあ者生活指導事業派遣件数　223件Ⅲ.手話通訳者確保事業【手話通訳者の養成研修に関する業務】(1)養成期日・場所・時間●地域手話通訳者クラス（各33回）・福祉情報コミュニケーションセンター（昼コース×２）令和２年７月１日（水）～令和３年３月24日（水）14時～16時　参加者各10名・福祉情報コミュニケーションセンター（夜コース×２）令和２年７月２日（木）～令和３年３月25日（木）18時30分～20時30分　参加者各10名・岸和田市立福祉総合センター令和２年７月１日（水）～令和３年３月24日（水）10時～12時　参加者10名・豊中市障害福祉センターひまわり令和２年７月３日（金）～令和３年３月26日（金）10時～12時　参加者10名　●手話通訳者応用コース（各35回）・福祉情報コミュニケーションセンター（昼コース×２）令和２年６月30日（火）～令和３年３月23日（火）14時～16時　参加者各９名・福祉情報コミュニケーションセンター（夜コース×２）令和２年７月２日（木）～令和３年３月25日（木）18時30分～20時30分　参加者各９名・箕面市立障害者福祉センターささゆり園令和２年６月29日（月）～令和３年３月22日（月）14時30分～16時30分　参加者６名・大阪狭山市役所別館令和２年７月１日（水）～令和３年３月24日（水）14時30分～16時30分　参加者６名●上級コース（各29回）・福祉情報コミュニケーションセンター（昼コース）令和２年７月３日（金）～令和３年３月26日（金）14時～16時　参加者９名・福祉情報コミュニケーションセンター（夜コース）令和２年７月２日（木）～令和３年３月25日（木）18時30分～20時30分　参加者13名・茨木市立障害福祉センターハートフル令和２年６月30日（火）～令和３年３月23日（火）９時30分～11時30分　参加者９名・八尾市立障害者総合福祉センター「きずな」令和２年７月３日（金）～令和３年３月26日（金）９時30分～11時30分　参加者９名・熊取町公民館令和２年６月29日（月）～令和３年３月22日（月）14時～16時　参加者５名(2)受講判定試験実施期日・実施会場・判定試験結果実施日：令和２年６月６日（土）９時30分～17時会場：アネックスパル法円坂ア.森ノ宮　昼の部　申込者数42名、受験者38名、合格者20名イ.森ノ宮　夜の部　申込者数72名、受験者58名、合格者20名ウ.豊中会場　申込者数16名、受験者15名、合格者10名エ.岸和田会場　申込者数20名、受験者15名、合格者10名合計　申込者数150名、受験者126名、合格者60名【ＯＪＴに関する業務】※①～④の対象は初年度合格者向け会場：福祉情報コミュニケーションセンター1. 令和２年７月27日（月）13時30分～15時対象者１名

テーマ「大阪ろうあ会館の役割」大阪ろうあ会館　大竹　浩司1. 令和２年７月29日（水）18時30分～20時対象者２名

テーマ「大阪ろうあ会館の役割」大阪ろうあ会館　大竹　浩司1. 令和２年９月９日（水）14時～16時　対象者２名

テーマ「電話リレーサービスと遠隔手話サービス」（一財）全日本ろうあ連盟　理事　中西　久美子1. 令和２年９月９日（水）18時30分～20時30分　対象者２名

テーマ「電話リレーサービスと遠隔手話サービス」（一財）全日本ろうあ連盟　理事　中西　久美子1. 令和２年12月８日（火）19時～21時

　 対象者２名　テーマ「親が亡くなったら、兄弟が亡くなったら…」行政書士　星沢　敏美⑥令和２年12月18日（金）18時30分～20時30分　 対象者１名　テーマ「身体障害者福祉概論」　大阪ろうあ会館通訳相談課 相談支援専門員　葛迫　直人⑦令和２年12月22日（火）19時～21時　 対象者２名　テーマ「夫や妻が亡くなったら…。家はどうするのか？」　行政書士　星沢　敏美⑧令和２年12月26日（土）13時30分～16時30分　 対象者２名　テーマ「生きるのに理由はいるの？　津久井やまゆり園事件」　映画監督　澤　則雄【手話通訳者の登録試験及び更新試験に関する業務】期日：１次試験　令和２年９月26日（土）・27日（日）場所：アネックスパル法円坂受験者数：申込者数272名（新規187名、３年目85名）２次試験　令和２年12月５日（土）・６日（日）場所：アネックスパル法円坂受験者数：申込者数159名（１次試験合格者75名、３年目84名）【手話通訳者養成研修の指導者養成に関する業務】●国立民族学博物館の講座での研修会場：福祉情報コミュニケーションセンターアットビジネスセンター大阪梅田1. 登録通訳者現任研修（全18回）

令和２年９月１日（火）～10月16日（金）対象者数30名②若手通訳者養成トライアル事業１.夏休み講座（全２回）令和２年８月27日（木）・28日（金）２.こめっこ聴者スタッフ（全８回）令和２年８月７日（金）～９月18日（金）３.ブラッシュアップ（全８回）令和２年10月２日（金）～11月25日（水）参加者５名Ⅳ.手話通訳者派遣事業派遣実数25件、キャンセル４件Ｖ.社会参加・日常生活支援事業・文化芸術講座　会場：福祉情報コミュニケーションセンター令和２年８月１日（土）～令和２年10月31日（土）申込者数：14名※令和２年12月14日（月）～令和２年12月26日（土）　福祉情報コミュニケーションセンター４階にて作品展示・国際手話教室　会場：福祉情報コミュニケーションセンター入門コース令和２年６月16日（火）～令和２年８月25日（火）申込者数６名、修了者数５名中級（会話）コース　令和２年10月６日（火）～令和２年12月８日（火）申込者数７名中級（通訳）コース　令和３年１月５日（火）～令和３年２月16日（火）・難聴者のための手話教室　会場：福祉情報コミュニケーションセンター令和２年６月27日（土）～令和３年３月６日（土）申込者数：入門コース10名、中級コース30名・社会人向け手話講座　聴覚支援学校向け　　令和２年６月５日（金）～令和３年３月23日（火）　　受講人数延べ287名　難聴学級向け令和３年１月７日（木）、１月９日（土）、３月25日（木）Ⅵ.自主事業の実施について ・手話通訳者派遣事業　収入見込み12,000,000円・司法通訳派遣事業　収入見込み1,875,000円・ジョブコーチ事業　収入見込み2,700,000円・企業通訳委嘱事業　収入見込み5,625,000円・就労窓口手話通訳派遣事業　収入見込み3,953,000円・聴覚障害者ワークライフ支援事業　収入見込み5,362,500円・手話講演事業　収入見込み285,000円・手話講習会事業　収入見込み12,375,000円・電話リレーサービス事業　収入見込み1,415,000円・障害者生活支援事業　収入見込み1,500,000円・書籍普及事業　収入見込み3,750,000円・講師養成事業　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・手話通訳士受験事前学習事業新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・手話言語による手話の教育の実施に向けた調査研究・モデル事業　収入見込み4,950,000円 | Ａ | （１）・利用者本位の考えのもと、障がい者の意思疎通等の支援拠点として高度な専門性を発揮しながら円滑に連携を図り、効果的に運営しており、設置目的に沿っている。・関係法令の遵守、指定管理者等の連携による相乗効果の発揮、府の施策及び事業の効果的かつ効率的な推進など管理運営方針にも沿っている。・また、次に掲げる３つの部会については、センター事業に関連するため、各部会の協議結果等を踏まえて計画及び運営するよう指導している。

|  |
| --- |
| 令和２年度大阪府障がい者施策推進協議会 |
|  |
| 部会名 | 文化芸術部会 |
| 開催日時 | 令和２年10月８日（木）13時～15時 |
| 開催場所 | オンライン実施 |
|  |
| 部会名 | 意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ |
| 開催日時 | 令和３年２月１日（月）14時～16時 |
| 開催場所 | 大阪府庁新別館北館1階　会議室 |
|  |
| 部会名 | 手話言語条例評価部会 |
| 開催日時 | 令和３年２月９日（火）10時～12時 |
| 開催場所 | オンライン実施 |

・関係団体との連携は、計画通り行われていることが確認できる。・地域との融和に努め、良好な関係を構築していることを確認。・会議室利用について、指定管理業務以外の有料利用もあり、有効に利用されていると確認される。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業の見合わせがある中、感染症対策を取ったうえで実施できる事業は実施している。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行事の見合わせがある中、屋外行事など感染リスクの低い行事は実施できている。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業の見合わせがある中、感染症対策を取ったうえで実施できる事業は実施している。・失語症者向け専門人材育成については、11月14日（土）からスタートしたが、大阪モデルのレッドステージ移行、緊急事態宣言の発出を受け、当該研修の性質（実習での参加者間の接触）を考慮し、感染拡大防止の観点から、12月５日（土）以降の研修を中止している。・感染症対策を取ったうえで計画どおり実施している~~。~~が、養成研修事業については、緊急事態宣言の発出を受け、当該研修の性質（実習での参加者間の接触を伴う）を考慮し、感染拡大防止の観点から１月15日以降の研修を中止している。・コロナ禍による外出自粛により派遣件数は減少しているが、派遣に際しては、感染症対策を徹底したうえで計画どおり実施している。・盲ろう者の高齢化に伴う対応について、高齢盲ろう者には通訳・介助者のうちホームヘルパー等の有資格者を優先的に派遣するなど、利用者の特性に応じた対応ができていることを確認したものの、今後さらなる充実が求められる。・感染症対策を取ったうえで計画どおり実施している。・コロナ禍による外出自粛により派遣件数は減少しているが、派遣に際しては、感染症対策を徹底したうえで計画どおり実施している。・感染症対策を徹底したうえで計画どおり実施している。・個々の事業の実績は、コロナ禍にあっても上昇傾向にあることが確認できるものの、今後、総合調整機能のさらなる充実が求められる。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業の見合わせがある中、感染症対策を取ったうえで実施できる点字図書館事業を実施している。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業の見合わせがある中、感染症対策を取ったうえで実施できる事業は実施している。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業の見合わせがある中、感染症対策を取ったうえで実施できる事業は実施している。・コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業の見合わせがある中、感染症対策を取ったうえで実施できる情報提供施設事業を実施している。・生活指導事業派遣については、コロナ禍の外出自粛により件数は減少しているものの、感染症対策を徹底したうえで実施している。・計画通り行われていることが確認できる。・研修修了者現任研修等のＯＪＴについて、一定の実績をあげていることを確認できたものの、今後さらなる充実が求められる。・派遣件数が例年より少なく、コロナウイルス感染症の影響が確認できる。・計画通り行われていることが確認できる。・コロナウイルス感染症の影響により、収入見込みが減少していることが確認できる。以上のことから、概ね施設の設置目的及び、管理運営方針に沿って運営されていると判断される。 | Ａ |  |
| 指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や専門性・連携体制が確保された組織体制運営等を適正に行っているか。 | ◆管理運営業務について①利用時間・休館日・利用時間：次のとおり平日の午前９時から午後９時まで土曜日の午前９時から午後５時まで・休館日：毎週日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）。1. 利用料金の徴収については「大阪府社会施設設置条例」第15条別表第四に基づいて適正に徴収等している。
2. 利用料金の減免についても、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター管理規則」第11条に基づいて適正に減額または免除している。
3. 会議室の利用を含むセンター事業のＰＲについては、親しみやすくわかりやすい内容でホームページを作成している。

（参考ＵＲＬ）<http://osakacommunication.com/>⑤ホームページの他、センター内においても、来館者に向けてデジタルサイネージ等を利用して事業の広報に努めている。⑥施設の維持管理については、日常点検に加え委託する専門業者と連携しながら予防保全に努めている。◆管理体制については各指定管理者の「事業管理体制計画書」参照 | （２）・利用時間・休館日について、府の募集要項より以上の時間を提供している。（①）・利用料金の徴収・減免についても、関係条例及び管理規則に則って適正に履行している。（②、③）・ホームページによる事業ＰＲや、センター内でのデジタルサイネージ等の活用など、利用者本位の提供に努めている。（④、⑤）・施設の維持管理についても、専門業者との連携により安全安心に努めている。以上のことから、指定管理者として管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を概ね適正に行っていると判断される。 |  |
| 関係法令を遵守しているか。 | ◆法令遵守・障害者基本法をはじめ身体障害者福祉法、障害者総合支援法など障がい者福祉に資する法令・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律・労働関係法令・大阪府社会福祉施設設置条例その他関係法令について遵守している。 | （３）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめ、関係法令の違反は確認されておらず、遵守していると判断される。 |  |
| 自主事業や専門機関等との連携（再委託）において、自主性を存分に発揮できる体制の確保だけでなく、センターとしての統一性の確保にも配慮しているか。 | ◆自主性を存分に発揮できる体制の確保について・盲ろう者等社会参加支援センター他各センター及び連携団体（再委託先）における指定管理業務等の遂行については、新型コロナウイルス感染防止の関係から未実施事業等はあるものの、各団体の自主性を発揮し、着実に実行している。◆統一性の確保について・母子・父子福祉センターも含めた、センター入居団体で組織する「施設運営委員会」を組織し、センター全体に係る様々な課題について調整している。・防火管理に係る消防計画や危機管理対応マニュアルについて、センターで統一的に整備しており、災害や火災避難訓練も統一的に実施している。　◆その他マニュアルの統一については４（４）参照。　上記のとおり、各連携団体と円滑に連携し、着実に事業を実施することにより、施設の設置目的を十二分に発揮するとともに、効果的な管理運営に努めている。 | （４）◆それぞれ、利用者が一部重複することはあるものの、障がいの種別によって求められる内容が異なり、また移転前からの継続利用者が多いため、コロナ禍にあっても各団体とも自主性を発揮しながら実施が出来ている。◆母子・父子福祉センターは府立施設としては別であるが、同一建物内にあるため、防災体制など統一される必要があるため、統一のための体制整備に努めている。以上のことから、自主性を発揮できる体制は既に確保されており、統一性についても確保のための体制整備に努めているため、いずれについても、今後、より充実していくと判断される。 |  |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか。 | ◆障がい者の利用等に際しての合理的配慮について・施設内各所における点字タイル整備、点字表記等・施設内各所における緊急情報表示設備その他障がい者施設に必要な設備を整備済みであり、また、手話通訳者など意思疎通支援者を配置することで、公平なサービス提供、対応に努めている。◆会議室の利用については、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター会議室利用規約」に則して受付け事務や利用料金の減免措置等により、障がい者が利用しやすい環境を整備している。　上記事項を確実に実施することにより、公平なサービスの提供、対応ができ、利用者の平等な利用が図られた。 | Ａ | （１）・利用者の安全面に十分留意し、点字タイルや点字表記、緊急情報表示設備だけでなく、センター従事者による手話等のコミュニケーション手段を活用したサポートにより、利用者一人ひとりの障がい特性、心身の状況やニーズに応じた合理的配慮と必要な支援を行っている。・会議室等施設の利用については、障がい者以外の方々も含めて、公平に利用機会の提供ができるようホームページに、その利用方法や手続等を掲載している。　以上のことから、障がい者以外の方々も含めた利用者の利便性を考慮し、合理的配慮や利用しやすい環境の整備等に努めることで、概ね公平なサービス提供を行っていると判断される。 | Ａ | ・障がい者のための施設として他の施設の「お手本」となるよう、合理的配慮の取り組みを強化してもらいたい |
| ３利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | 利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが整備され、機能しているか。 | ◆利用者からの要望や苦情への対応については、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等苦情解決規程」など解決システムを整備している。また、各階エレベーターホールに「ご意見箱」を設置し、意見を収集するとともに、アンケート調査を実施するなど、利用者に満足いただけるサービス提供と障がい特性に応じた支援に役立てている。◆ご利用者アンケートについては12月に１回目を実施し、３月に２回目の実施を予定している。 | Ａ | （１）・苦情解決体制が整備されていることは確認できた。・12月に実施したアンケートの結果については、別添１参照。（ホームページにも掲載済み。）（参考ＵＲＬ）<http://osakacommunication.com/>以上のことから、利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みについて機能していると判断される。 | Ａ |  |
| センターの会議室の利用承認等について、利用者の利便性の向上に配慮しているか。 | ◆会議室の利用承認については、仮予約、本予約ともに、電話、ファクシミリ、ｅメール等での受付を可能としている。また、会議室利用料金の納付については、銀行振込みとするなど利用者の利便性の向上を図っている。◆利用者の利便性向上のため、１階エントランスに設置しているデジタルサイネージを活用し、毎日の会議室利用状況「本日の催し」を掲示している。◆貸会議室利用のための手続きや利用料金等については、ホームページに掲載して周知している。 | （２）・会議室利用手続きについては、電話、ファクシミリ、ｅメール等による申し込みを可能としており、「申し込みのための来館」や「押印」が不要となるため、利用者の利便性の向上に十分配慮している。・デジタルサイネージによる、イベント等の掲示は来館された方にとって、非常にわかりやすい。・会議室利用手続き等のホームページ掲載は、聴覚障がい者だけでなく、夜間や休日にしか閲覧できない利用者の利便性も向上している。　以上のことから、センターの会議室の利用承認等について、利用者の利便性の向上に配慮していると判断される。 |  |
| ＩＴスキルを軸とした就労等支援について、ＯＳやソフトウエア等のバージョンアップはもとより、企業との連携確保等にも配慮しているか。 | ◆就労支援の講習や訓練における、ＯＳやソフトウェア等のバージョンアップについては、令和２年６月15日（月）までに対応済み。・ＩＴ講習受講者数 　　58人　（内訳）スタート講習：14人　　基本講習：19人　　　実践講習:14人　パソコン検定対策講習：11人・在宅就労支援訓練受講者数　　10人・ｅラーニング講座：13講座の新規開設ＯＳバージョンアップに対応した講座として・ＩＴ基礎の４講座を制作、６月末までに開設済み・Ｗｉｎｄｏｗｓ10編の９講座を制作、11月25日(水)に開設済み。◆企業との連携確保等への配慮　　利用者(障がい者)に対するサービス向上等を図るため、就労支援事業・ＩＴ支援事業において、民間企業だけでなく福祉サービス事業所、市町村関係機関などとも連携を実施。・連携件数　　84件　(内訳)　　　民間企業:　23件　　（※令和２年９月15日（火）実施の企業見学セミナー７件含む）福祉サービス事業所等:23件公共施設･行政機関等:29件 　　その他(福祉関係機関等):９件　　上記事業を着実に実施することにより、利用者に対するサービスの向上が図られた。 | （３）・ＯＳやソフトウェア等のバージョンアップだけでなく、バージョンアップに対応するための講座も設定して対応に努めている。・就労支援においては、民間企業だけでなく福祉サービス事業所、市町村関係機関などとも連携に努めている。　以上のことから、ＩＴスキルを軸とした就労等支援について、ＯＳやソフトウエア等のバージョンアップはもとより、企業との連携確保等にも配慮していると判断される。 |  |
| ４利用者への安全配慮、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | 施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか。 | ◆館内の設備については常に点検をし、不具合等があれば迅速に対応策を講じ、必要に応じて大阪府へ連絡を行う体制としている。（新築のため、老朽化による不具合はないものの、建築設備工事の不備等による不具合等がある。）◆設備機器の点検保守については、専門的な知識と技術を要することから、第三者である専門業者に業務委託を行うことで、安全に維持することとしている。また、日常的に点検を行い、不具合や異常を確認した際には、応急処置並びに専門業者への連絡など迅速な対応を行っている。　※業務委託設備昇降機保守、消防設備保守、自動扉保守、空調機器保守、吸収式冷温水機保守、ガスヒートポンプエアコン保守、受変電設備保守、構内電話設備保守、空調設備点検、非常用発電装置保守　等◆警備保安業務については、夜間や休館日の機械警備による防犯対策、火災監視を実施するとともに、毎日の定期巡回を実施している。◆防火管理については、法令に基づき防火管理者を選任し、定期的な消防設備点検を行うとともに、利用者、職員を対象とした防火避難訓練を実施している。◆植栽等の管理については、景観、衛生面から適切な時期に専門業者による刈り込み等を実施している。◆清掃業務については、外部に委託し、障がい者の就労促進に寄与するとともに、施設の利用状況を踏まえた効率的な清掃により環境美化に努めている。 | Ｓ | （１）・館内の設備については不具合等があれば迅速な応急措置を講じたうえで府に連絡があるため、日常的に点検をしていると確認できる。・設備機器の点検保守等については、専門業者に業務委託を行う等、良好な状態の維持に努めている。　以上のことから、概ね施設の維持管理については、迅速かつ効率的に行っていると判断される。 | Ａ |  |
| 感染症対策など利用者の安全対策は万全か。 | ◆以下のような安全対策（会議室利用者等への要請）を行っている。1. 居室等の定期的な換気
2. 居室内における利用者相互の距離について、１～２ｍ程度の間隔を確保
3. 咳エチケット・手洗い等感染予防策の周知・徹底
4. 利用前後の机、いす等の消毒徹底
5. アルコール消毒液の設置
6. 発熱等症状のある方への利用・来館の制限要請
7. その他

・コロナ追跡システム、安全宣言ステッカーなど府の取組みへの協力◆危機管理対応マニュアルの実効性を担保するため、入居団体職員を対象に胸骨圧迫とＡＥＤの使用法等を学ぶ救命講習の開催（東成消防署から講師派遣） | （２）・感染症対策について、今年度は特に「新型コロナウイルスの感染拡大防止」を中心に適切な対策を講じていることが確認できた。・コロナ禍においても意思疎通支援を実施しなければならないため、インターネットを活用した動画配信、透明なアクリルパーティション等の導入、点字表示のこまめな消毒、マスクで口を覆うことができない手話通訳者のフェイスシールド着用など、センターを利用する障がい者に安心と安全を担保するため、センター従事者の取り組みを確認した。・ＡＥＤについては、東成消防署の協力を得て11月に初級講習会を開催し、23人の参加を確認している。　以上のことから、万全な安全対策を講じていると判断される。 |  |
| 緊急時の危機管理体制を整備しているか。 | ◆「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等危機管理対応マニュアル」「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等の防火管理に係る消防計画」等を整備し、定期的に訓練（災害避難訓練１回／年、火災避難訓練２回／年）を行うことで、全職員が災害等の緊急時に即応できるようにしている。◆利用者のケガや発作等、救急搬送等を要する場合の「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等危機管理対応マニュアル」に基づき、迅速な対応ができる体制を整備している。 | （３）　全職員が災害等の緊急時に即応できるように「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等危機管理対応マニュアル」「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等の防火管理に係る消防計画」に基づき、迅速な対応ができる体制整備に努めている。　災害避難訓練については、９月４日の「大阪880万人訓練」に合わせての実施を確認。　以上のことから、緊急時の危機管理体制が整備できていると判断される。 |  |
| （４）危機管理や個人情報保護等の対応について、運営事業体共通の体制やマニュアルの整備がなされているか。 | ◆同一建物である母子・父子福祉センターも含めて、福祉情報コミュニケーションセンター共通のマニュアル整備に努めており、危機管理や個人情報も含めて、次のとおり整備している。・管理規約・施設運営委員会設置要綱・会議室利用規約・危機管理対応マニュアル・消防計画・個人情報保護規程・苦情解決規程・無線ＬＡＮ設備利用規程・展示等利用規程　　上記の取り組みを通じ、利用者への安全配慮、施設の維持管理に万全を期した。 | （４）　危機管理や個人情報保護等の対応について、運営事業体共通の体制やマニュアルの整備がなされている。（別添２参照） |  |
| ５府施策との整合 | 府施策の方向性を理解したものになっているか。 | ・感染症対策における「コロナ追跡システム」、「安全宣言ステッカー」などの取組みへ参加している。・環境問題への取組みにおける「大阪府グリーン調達方針」に沿った物品調達を実施している。・大阪府障がい者計画の基本理念である「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を目指して、各指定管理団体等において「社会的障壁の除去・改善」に向けて事業を推進し、計画目標の達成に努めている。 | Ｓ | （１）・感染症対策等、様々な分野において府施策の方向性を理解した運営を行っていると判断できる。 | Ａ |  |
| 知的障がい者による清掃作業を実施しているか。 | ・日常清掃業務を外部委託により実施している。（委託先）社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　　知的障がい者1名（定着訓練中２名）、指導者1名 | （２）　知的障がい者による清掃作業を実施している。 | ・知的障がい者による清掃業務だけでなく、様々な業務で障がい者への就労機会の提供に努めてもらいたい |
| 知的障がい者の現場就業について、提案どおりの雇用ができているか。 | ・委託先である社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会を通じて「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携のうえ、提案どおりの雇用ができている。 | （３）　直接雇用ではないが、委託先事業者を通じて「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携し、提案どおりの雇用ができていると判断できる。 |  |
| （４）「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」第11条の２に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携して、当該雇用した知的障がい者の職場定着を図っているか。 | ・委託先である社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会を通じて「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携のうえ、清掃員の職場定着を図っている。 | （４）　職場定着についても、「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携し、適切に実施していると判断できる。 |  |
| （５）環境問題に積極的に取り組んでいるか。 | 施設管理だけでなく、各団体の事業活動においても省エネルギーや省資源等に可能な限り取り組むとともに、環境関連法令を遵守し、環境負荷の低減および環境に配慮した管理に努めるため、次の取組みを行っている。・冷暖房時の適正な室温管理・照明の不要な場所の「こまめな」消灯・その他節電や、水、化石燃料の使用量の低減・「大阪府グリーン調達方針」に沿った物品調達・プリンターの裏紙活用・廃棄物の分別や３Ｒの取組み　上記取り組みを実施し、府が実施する事業等に積極的に協力することにより、府施策との整合性を図った。 | （５）　節電・省エネ等の取り組みにより、概ね環境問題に積極的に取り組んでいると判断される。 |  |
| ６安定的な運営が可能となる人的能力 | 職員体制は十分か。 | ◆入居している各団体において、事業計画に基づき、利用者の安全、安心、サービス向上の観点から、必要な資格、経験を有する職員を配置している。 | Ａ | （１）　職員体制は十分であると判断される。 | Ａ |  |
| 職員の採用、確保の方策は適切か。 | ◆職員の採用、確保【社会福祉法人大阪障害者自立支援協会】・非正規職員については、ハローワーク等に求人を出し、随時面接、履歴書等の書類審査を経て採用している。【公益社団法人大阪聴力障害者協会】・ハローワーク、ホームページ等に求人を出し、履歴書等の書類審査後に職場見学を行い、面接を経て採用している。【一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会】・正規職員については、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の「福祉のお仕事」等に求人を出し、随時履歴書等の書類審査、面接を経て採用している。・非正規職員については、ハローワーク等に求人を出し、随時履歴書等の書類審査、面接を経て採用している。 | （２）各団体とも、就業機会の提供等、公正な採用に努めており、職員の採用、確保の方策は適切であると判断される。 |  |
| （３）職員の指導育成や研修体制は十分か。 | ◆職員の指導育成【社会福祉法人大阪障害者自立支援協会】・法人理念、職員倫理綱領等の主旨を徹底し、管理監督者の率先垂範による職員の意識改革と定期的な面談による育成を行っている。【一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会】・法人の目的、指定管理の趣旨を徹底し、管理監督者が率先垂範するとともに、職員会議等あらゆる機会をとらえ、職員の意識改革、指導育成を行っている。【公益社団法人大阪聴力障害者協会】・法人理念、行動指針を掲示し周知徹底をはかっている。毎月第三木曜日に全職員参加を基本とする定例会議を行っているほか、必要に応じて管理監督者と面談できる体制をとっている。◆研修体制【社会福祉法人大阪障害者自立支援協会】・法人本部において、法人職員に対し提案書通りの研修を実施している。【一般財団法人大阪視覚障害者福祉協会】・ＯＪＴを基本に、必要に応じ外部の研修機関の実施する研修に職員を派遣している。【公益社団法人大阪聴力障害者協会】・職員採用時に新入職員研修を行い、支所や関連施設の見学も行っている。・令和２年７月30日（木）に事業評価を行った。・令和２年10月29日（木）に秋期研修を行った。　午前の部：「ろうあ会館職員に期待すること」　　講師：佐藤修氏（大阪ろうあ会館運営委員会副委員長）　午後の部：「ワークショップ」　　講師：一般社団法人日本ほめる達人協会　　　　　香山真希氏 | （３）　各団体とも、指導育成や研修体制の充実に努めており、概ね安定的な運営が可能となる人的能力は確保できていると判断される。 |  |
| ７安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | ◆社会福祉法人大阪障害者自立支援協会・社会福祉法人として、収支のバランスのとれた安定経営を行っており、財務状況は適正である。・当センター以外にも府立施設の指定管理を受託しており、第１種社会福祉事業、第２種社会福祉事業として複数の施設運営を行うなど、長期的、安定的に持続可能な経営を行っている。・センターにおいても、指定管理料以外に自主事業収入の確保に努めている。　　令和元年度事業報告書・決算報告書参照◆一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会・一般財団法人として、公益目的の達成を図りながら、収支のバランスのとれた安定経営に努めている。・センターにおいて、指定管理料以外に自主事業収入の確保を図り、長期的、安定的に持続可能な経営に努めている。　　平成31度事業報告書・決算報告書参照◆公益社団法人大阪聴力障害者協会・公益社団法人として、適宜府へ報告を行い、毎月実施する運営委員会・理事会にて経営状況を報告している。収支のバランスのとれた安定経営を行っており、財政状況は適正である。・センター以外にも自治体から受託している業務をもち、複数箇所で事業を行い、長期的・安定的に持続可能な経営を行っている。・センターにおいても指定管理業務以外に自主事業の確保に努めている。令和元年度事業報告書・決算報告書参照 | Ａ | （１）　会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。　法人の財政状況等については別添３参照・評価対象会計期間：令和元年４月１日から令和２年３月３１日まで（指定管理開始以前）・業務の内容等について指定管理開始の前後で著しい変化はない | Ａ | ・全体としての評価「適正」 |

年度評価：Ａ

|  |
| --- |
| 評価委員会の指摘・提言 |
| その他/評価基準以外 | ・手話言語条例評価部会での審議を踏まえ、聴覚に障がいのある子どもの支援について、府教育庁とのさらなる連携強化に努めてもらいたい。・聴覚障がい児支援機能と視覚障がい児支援機能相互の連携も含めて、府教育庁と三者間での連携強化が望ましい。 |